解散公告

当社は、平成二十九年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

石川県金沢市米泉町五丁目四九番地一米泉サンライフ二〇二号室　有限会社健友

清算人　宮下　隆司

解散公告

当社は、平成二十九年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

静岡市葵区鷹匠一丁目四番五号

有限会社ＲＯＬＬＩＮＧＴＨＵＮＤＥＲ

清算人　坂口　亮

解散公告

当社は、平成二十八年十二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

静岡県浜松市東区笠井町六八番地の一三

有限会社日成電機

清算人　西尾　昌巳

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

大阪市中央区南本町二丁目三番一二号

特定非営利活動法人エコ・フォーラム21市民ネットワーク大阪

清算人　**原田　雄二**

解散公告

当社は、平成二十九年二月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

広島市佐伯区美鈴が丘西五丁目六番八号

株式会社ＧＵＣ

代表清算人　俵　義人

解散公告

当社は、平成二十九年三月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

高知県高知市土居町一六番六号

有限会社共和建物

代表清算人　池知　敦子

解散公告

当法人は、平成二十九年二月七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

長崎県長崎市岩川町一五番一七号アクアフォール岩川二Ｆ

特定非営利活動法人日本出張ベッドクリーニング協会　清算人　松尾　秀二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十二年三月三十一日栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

栃木県大田原市元町一丁目一番地一五号

学校法人大田原鈴木学園

代表清算人　鈴木　光子

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年二月十日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

鳥取県鳥取市商栄町四二三番地二

清算法人千代水土地改良区

代表清算人　中島　建

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四六条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二六八番地の五

社団法人玖珠町畜産公社

代表清算人　梅木　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月二十九日曽於市長の認可を得て理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年三月十三日

鹿児島県曽於市財部町北俣字大庸一四番地

社会福祉法人しゃら福祉会

清算人　藤本　高明

公益信託大木ナカ記念奨学基金平成二十八年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

個人六名に対し、総額三十六万円の奨学金給付事業を行った。なお、信託財産が減少したことにより、本公益信託は平成二十九年三月十日公益信託千葉西ロータリークラブ青少年育英基金へ残余財産一二〇、八一七円の寄附を行い、基金を終了した。

平成二十九年三月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託大木ナカ記念奨学基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

静岡県静岡市清水区島崎町一五二番地

破産者　株式会社フジワ

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十七年（フ）第二七六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三五八、三一七、四五六円

一、配当することのできる金額

金三四、〇一九、五二〇円

平成二十九年三月十三日

静岡県静岡市葵区常磐町二丁目六番地の八トーカイビル四階　ときわ綜合法律事務所

破産管財人　増田　英行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市雄物川町大沢字大沢四番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　遠藤　清太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一

相続財産管理人　司法書士　川越　伸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市青葉町二丁目二四番地五四、最後の住所埼玉県狭山市大字北入曽一五〇八番地の一〇二フラワーヒル六九―六

被相続人　亡　栗田　良司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月十三日

事務所埼玉県川越市大手町七番地二四高橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋毅久男